

泉佐野市特定空家等対策事業要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第2項において規定のある特定空家に指定された空家のうち、一定の条件を満たす場合に、土地・建物を市において寄附受けし、市が建物を除却するもので、市域における特定空家を原因とした環境悪化を解消し、もって安全・安心かつ良好なまちなみの形成に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、「所有者等」とは、空家及びその敷地にかかる所有権その他の権利により、当該物件を売却し、又は賃貸できる者をいう。

(寄附受け対象物件)

第3条 当該事業により、寄附受けする対象の物件は、市の特定空家に指定された空家及びその敷地並びに所有者等が所有権を放棄した当該物件に存する動産とする。

(寄附受け対象条件)

第4条 当該事業の対象となる物件は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 所有者等に寄附する意思があること。
- (2) 所有者等に除却費用を負担する資金的能力が無いと認められること。
- (3) 土地・建物を合わせ、同時に寄附することができること。
- (4) 土地・建物に抵当権等、第三者の権利が設定されていないこと。
- (5) その他、当該土地・建物を寄附受けすることにより、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することが認められること。

(寄附受けの決定)

第5条 寄附受けにあたっては、予め泉佐野市空家等対策協議会（以下、「協議会」という。）の意見を聞いた上で、市長が決定するものとする。

(寄附受けの手続き)

第6条 前条の規定により、寄附受けを決定した場合は、土地・建物について所有者等から以下の書類の提出を求めるものとする。

- (1) 寄附申込書（様式第1号）
- (2) 登記承諾書（敷地のみ、様式第2号）
- (3) 動産の所有権放棄にかかる誓約書（様式第3号）
- (4) 資産に関する誓約書及び資産一覧表（様式第4号）
- (5) 課税証明書（住民税）
- (6) 印鑑証明書

(除却後の敷地)

第7条 除却後の敷地については、協議会の意見を聞きながら、公共性のほか市場における流通性等を検討し、一時避難地やポケットパークなどの公共利用として適正管理するか、又は売却するものとする。なお、いずれにも該当しない場合は、その管理主体や管理方法等について、地元町会と協議しながら決定するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。